閣 議 及 び 閣 僚 懇 談 会 議 事 録

開催日時：令和５年２月２１日（火）　　８：２１～８：３０

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出 席 者：岸　田　文　雄　内閣総理大臣
松　本　剛　明　国務大臣（総務大臣）
齋　藤　　　健　国務大臣（法務大臣）
林　　　芳　正　国務大臣（外務大臣）
鈴　木　俊　一　国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
永　岡　桂　子　国務大臣（文部科学大臣）
加　藤　勝　信　国務大臣（厚生労働大臣）
野　村　哲　郎　国務大臣（農林水産大臣）
西　村　康　稔　国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
斉　藤　鉄　夫　国務大臣（国土交通大臣）
西　村　明　宏　国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
浜　田　靖　一　国務大臣（防衛大臣）
松　野　博　一　国務大臣（内閣官房長官）
河　野　太　郎　国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
渡　辺　博　道　国務大臣（復興大臣）
谷　　　公　一　国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
小　倉　將　信　国務大臣（内閣府特命担当大臣）
後　藤　茂　之　国務大臣（内閣府特命担当大臣）
高　市　早　苗　国務大臣（内閣府特命担当大臣）
岡　田　直　樹　国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪 席 者：木　原　誠　二　内閣官房副長官
磯　﨑　仁　彦　内閣官房副長官
栗　生　俊　一　内閣官房副長官
近　藤　正　春　内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。
○一般案件　　　　　５件
○国会提出案件　　　２件
○法律案　　　　　　１件
○政令　　　　　　　５件
○人事　　　　　　　３件
いずれも、案件表のとおり、決定となった。

議事内容：
〇松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。
まず、閣議案件について、木原副長官から御説明申し上げます。
〇木原内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「インドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長」について、御決定をお願いいたします。本件は、経済連携協定に基づき入国したインドネシア人看護師候補者等のうち、一定の条件に該当する者については、滞在期間を１年間延長すること等を認めるものであります。
次に、「特別会計予算総則の規定による経費の増額」について、御決定をお願いいたします。本件は、本年度における特別法人事業税の収入金額が増加するため、特別法人事業譲与税譲与金を増額するものであります。
次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「モナコ国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。
次に、質問主意書に対する答弁書２件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。
次に、法律案について、御決定をお願いいたします。「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案」は、日本語教育機関の認定制度や教員の資格等について定めるものであります。
次に、政令５件について、御決定をお願いいたします。まず、「令和２年５月１５日から７月３１日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部改正令」は、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を令和６年２月２９日まで１年間延長するものであります。
次に、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を本年３月１日とするものであります。
次に、「競馬法の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を本年５月１日とするものであり、「競馬法施行令の一部改正令」は、日本中央競馬会が馬主等を処分することができる事由の追加等について定めるものであります。
次に、「日本中央競馬会の令和５事業年度における日本中央競馬会法第２９条の２第３項の割合を定める政令」は、令和５事業年度において、令和４事業年度の剰余のうち、特別振興資金に充てることができる額の割合を１００分の１００と定めるものであります。
次に、人事案件について、申し上げます。まず、田中弥生を、検査官に任命することについて、御決定をお願いいたします。
次に、裁判官人事といたしまして、判事兼簡易裁判所判事に任命するもの外２件について、御決定をお願いいたします。
次に、五百川清外１３８名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、件名外案件について、申し上げます。まず、「日・ＵＡＥ防衛装備品・技術移転協定」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本件は、両国間における防衛装備品の移転手続等について、取り極めるものであります。

次に、「円借款の供与に関する書簡」をエジプトとの間で交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、４４０億円を限度とする「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジのための開発政策借款」を供与することについて、取り極めるものであります。なお、以上２件につきましては、相手国政府との署名及び書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○松野国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

（注）件名外案件の「防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の署名」については、予定していた２月２１日の署名が延期となり、５月２５日に実施されたため、５月３１日に追記したものである。

〔別添〕

閣議案件 （令和５年２月21日）（火）

◎一般案件

資料あり ○経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について（決定）
（外務・厚生労働省）

〃 ○令和４年度特別会計予算総則第２０条第１項の規定による経費の増額について（決定）（財務省）

資料なし ☆モナコ国駐箚特命全権大使下川眞樹太に交付すべき信任状及び前任特命全権大使伊原純一の解任状につき認証を仰ぐことについて（決定）(外務省）

◎国会提出案件

資料あり ○

1. 参議院議員神谷宗幣（無所属）提出外国人による我が国の島嶼買収の実態に関する質問に対する答弁書について（決定)(内閣府本府）
1. 衆議院議員阿部知子（立憲）提出原発関連施設への軍事攻撃が生じた際の我が国の防護体制に関する質問に対する答弁書について（決定）（原子力規制委員会）

◎法律案

資料あり ○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案（決定）
（文部科学・財務省）

◎政　令

資料あり ○令和２年５月１５日から７月３１日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（決定）
（内閣府本府・財務・経済産業省）

資料あり　○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）　（総務省）

〃　○競馬法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）　（農林水産省）

〃　○競馬法施行令の一部を改正する政令（決定）　（同上）

〃　○日本中央競馬会の令和５事業年度における日本中央競馬会法第２９条の２第３項の割合を定める政令（決定）　（同上）

◎人　事

資料あり　○田中弥生を検査官に任命することについて（決定）

資料なし　☆高島　剛外３名を判事兼簡易裁判所判事等に任命し、判事補有田大修外３名を願に依り免ずることについて（決定）

資料あり　☆元新潟市公立学校長五百川　清外１３８名の叙位又は叙勲について（決定）

〔○署名あり　☆署名なし〕

件名外案件　（令和５年２月21日）（火）

◎一般案件

資料なし　○防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の署名について（決定）　（外務省）

〃　○円借款の供与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の書簡の交換について（決定）　（同上）

〔○署名あり　☆署名なし〕